

**津波災害警戒区域の指定に伴う  
要配慮者利用施設管理者向け説明会**

**令和4年12月**

**静岡市危機管理総室**

# 本日の説明内容

1. 津波災害警戒区域の指定について
2. 津波について
3. 避難場所・避難経路などの確認方法について
4. 南海トラフ臨時情報について
5. 本市の津波対策について
6. 避難確保計画の策定について
7. 避難確保計画に基づく避難訓練の実施・報告について

# 1. 津波災害警戒区域の指定について

# いのちを守る津波防災地域づくりのイメージ



**指定する範囲は静岡県第4次地震被害想定浸水想定区域と同じ範囲**

**津波災害警戒区域 (イエローゾーン)** 都道府県知事が指定

- ①市町村地域防災計画への津波警戒避難体制に関する事項の記載
- ②市町村による津波ハザードマップの作成
- ③指定避難施設の指定や管理協定締結による津波避難施設の確保
- ④避難困難者利用施設等における避難確保計画の作成
- ⑤宅地建物取引業法に基づく重要事項説明

**津波災害特別警戒区域 (オレンジゾーン)** 都道府県知事が指定

一定の要配慮者利用施設に以下の規制がかかる

- ①地震・津波に対して安全な構造
- ②居室の床面の高さが基準水位以上
- ③上記用途の建築を予定した盛土等の開発行為が安全上必要な基準を満たす

**津波災害特別警戒区域のうち市町村長が条例で定めた区域 (レッドゾーン)** 市町村が条例で指定

住宅等の居室等の全部が津波の水深以下

住宅等の居室等の一部が津波の水深以上

# 区域指定の意義（区域指定による状況の変化）

## 津波災害警戒区域の指定により

### 変わるもの

◆市町に対して法律に基づく権限（※）が付与されます。 **市町**

※津波ハザードマップの作成、指定避難施設の指定、施設所有者・管理者への助言・勧告 等

◆避難促進施設（社会福祉施設、学校、病院等）における避難確保計画の作成により、施設利用者（高齢者、障害者、乳幼児等）の避難の促進が図られます。

**施設所有者・管理者**

◆宅地・建物の取引時に、津波災害警戒区域内であることの説明が受けられます。  
（重要事項説明）

**不動産業者**

◆基準水位により避難上有効な高さが明確になり、効率的な避難施設の整備等が可能になります。

より確実に「逃げる」体制が整備され、  
津波から人命を守ることが可能に！

### 変わらないもの

◆区域内における津波のリスクは変わりません。

# 区域指定による津波対策の効果

## 警戒区域に指定されると…

①防潮堤の整備促進

②基準水位の表示・活用

③要配慮者利用施設における避難確保計画の作成

④宅地建物取引時の重要事項説明

## 効果（メリット）

①浸水面積や浸水深の減少、津波到達時間を遅らせるなどの減災効果が期待できる。

②避難の目安が明確になり、住民の適切な避難行動や効率的な施設整備につながる。

③対象の施設において、要配慮者がより安全に避難できるようになる。

④不動産取引時に災害リスクをより確実に正しく理解できるようになる。

**警戒区域内における安全性の向上が期待できる！**

# 区域指定までのスケジュール

令和4年12月

津波災害警戒区域の指定に関する説明会

令和4年12月20日～令和5年1月20日

指定案の事前公表

(期間) 1ヶ月間

(方法) 電子データ：県河川企画課及び市担当課のホームページ

印刷物：県静岡土木事務所企画検査課、市担当課

(その他) 回覧等で指定内容の確認方法を周知

令和5年2月(予定)

県から市への意見聴取

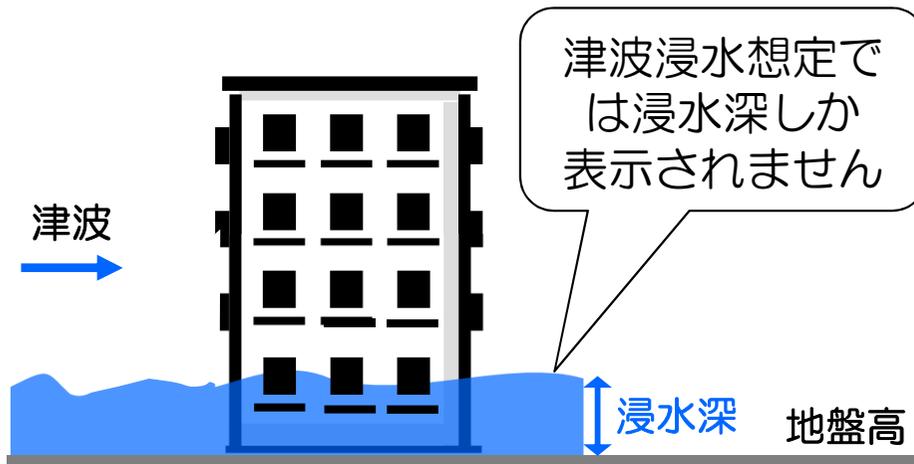
令和5年3月(予定)

津波災害警戒区域の指定・公表

# 基準水位とは

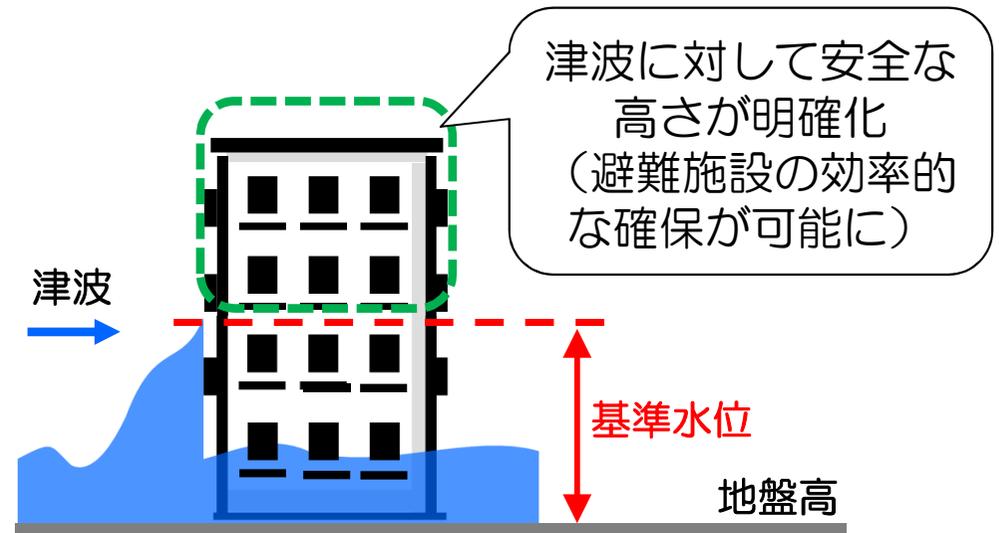
- ◆津波浸水想定 of 浸水深に、津波が建物等に衝突した際のせり上がり高さを加えた水位
- ◆津波の発生時における避難並びに特定開発行為及び特定建築行為の制限の基準となるもの

## 浸水深



## 津波浸水想定

## 基準水位



## 津波災害警戒区域

**※基準水位は、津波災害警戒区域の指定に併せて公示されます。**

○津波浸水想定を設定するための津波浸水シミュレーションで、想定される津波のせき上げ高として算出

○原則として地盤面からの高さで表示

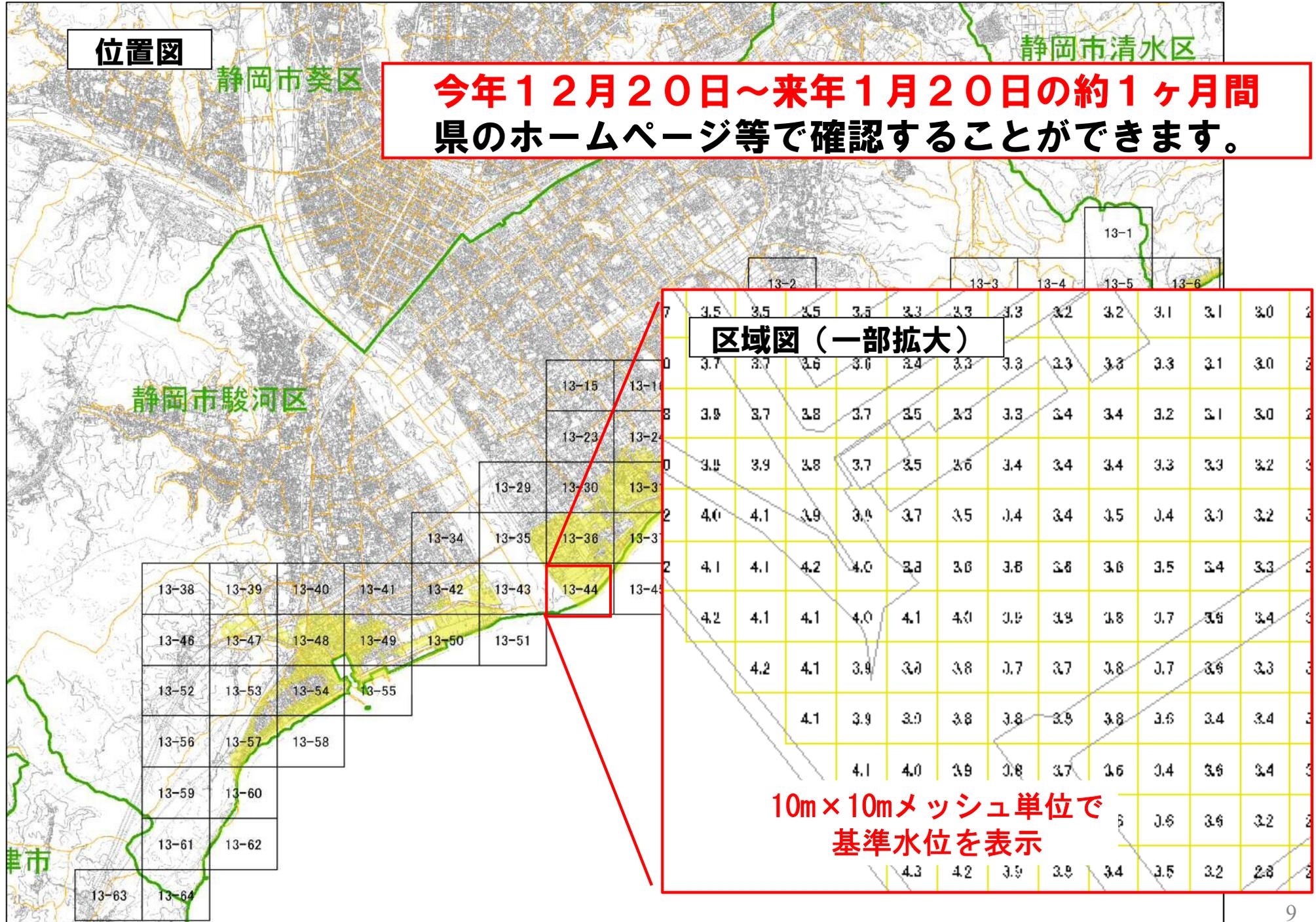
# 「基準水位」の確認方法①

①静岡県GIS ⇒②「ハザードマップ みんなのハザードマップ」⇒③「津波災害警戒区域(案)」を選択⇒④調べたい箇所をクリック⇒⑤詳細情報に「基準水位」等が表示

※①, ②の操作は「静岡県津波浸水想定」の確認方法と同じ。

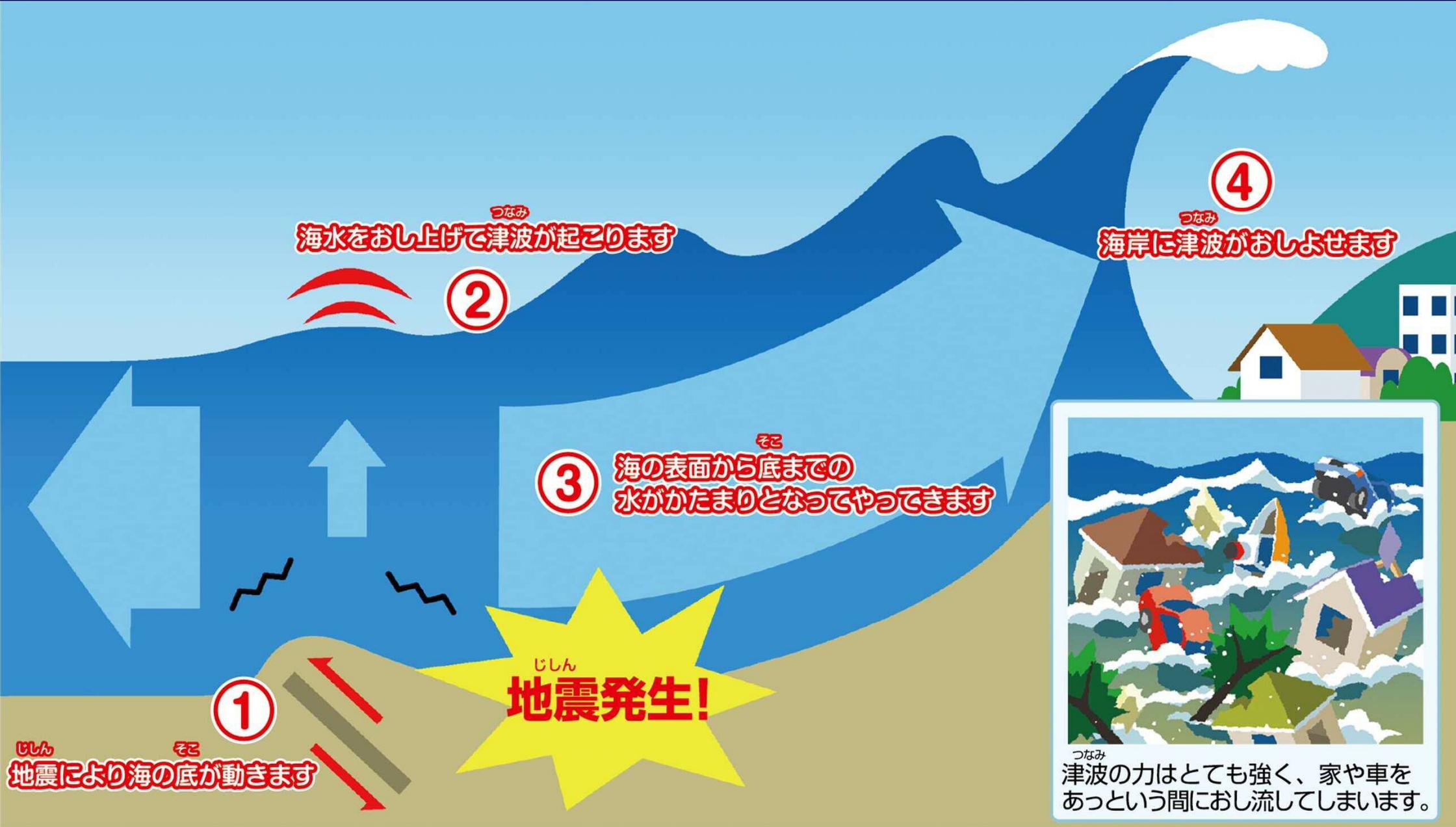
The screenshot displays the Shizuoka GIS Hazard Map interface. On the left, a sidebar shows the '表示切替' (Display Switch) menu with two checked items: '津波災害警戒区域' (Tsunami Disaster Warning Area) and '津波災害特別警戒区域' (Tsunami Disaster Special Warning Area). A red box highlights this menu, with a circled '3' next to it. The main map area shows a coastal region with yellow and orange shaded areas representing warning zones. A red box highlights a specific location on the map, with a circled '4' below it. On the right, a '詳細情報' (Detailed Information) panel is open, showing data for '津波災害警戒区域 - 下田市 (詳細)' (Tsunami Disaster Warning Area - Shimada City (Detailed)). The panel lists '基準水位(m)' (Reference Water Level (m)) as 5.7, '市町' (City/Town) as 下田市 (Shimada City), 'X座標' (X Coordinate) as 43055.0005, and 'Y座標' (Y Coordinate) as -145185.0012. A red box highlights this panel, with a circled '5' and the text '情報表示' (Information Display) next to it. At the bottom right, a legend and contact information for the Shizuoka Prefecture Department of Transportation and River Management are visible.

# 基準水位の確認方法②



## 2. 津波について

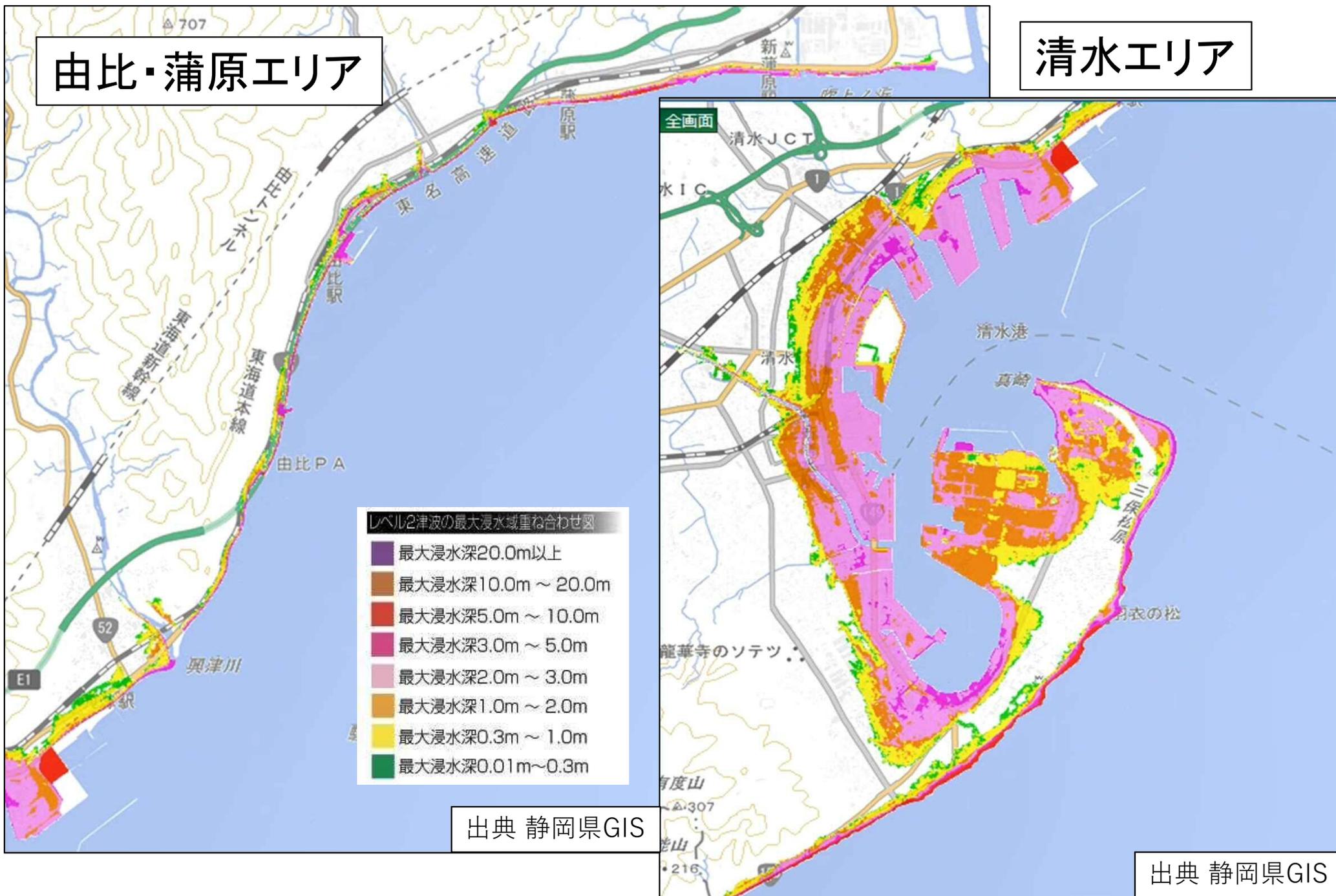
# 津波発生の仕組み



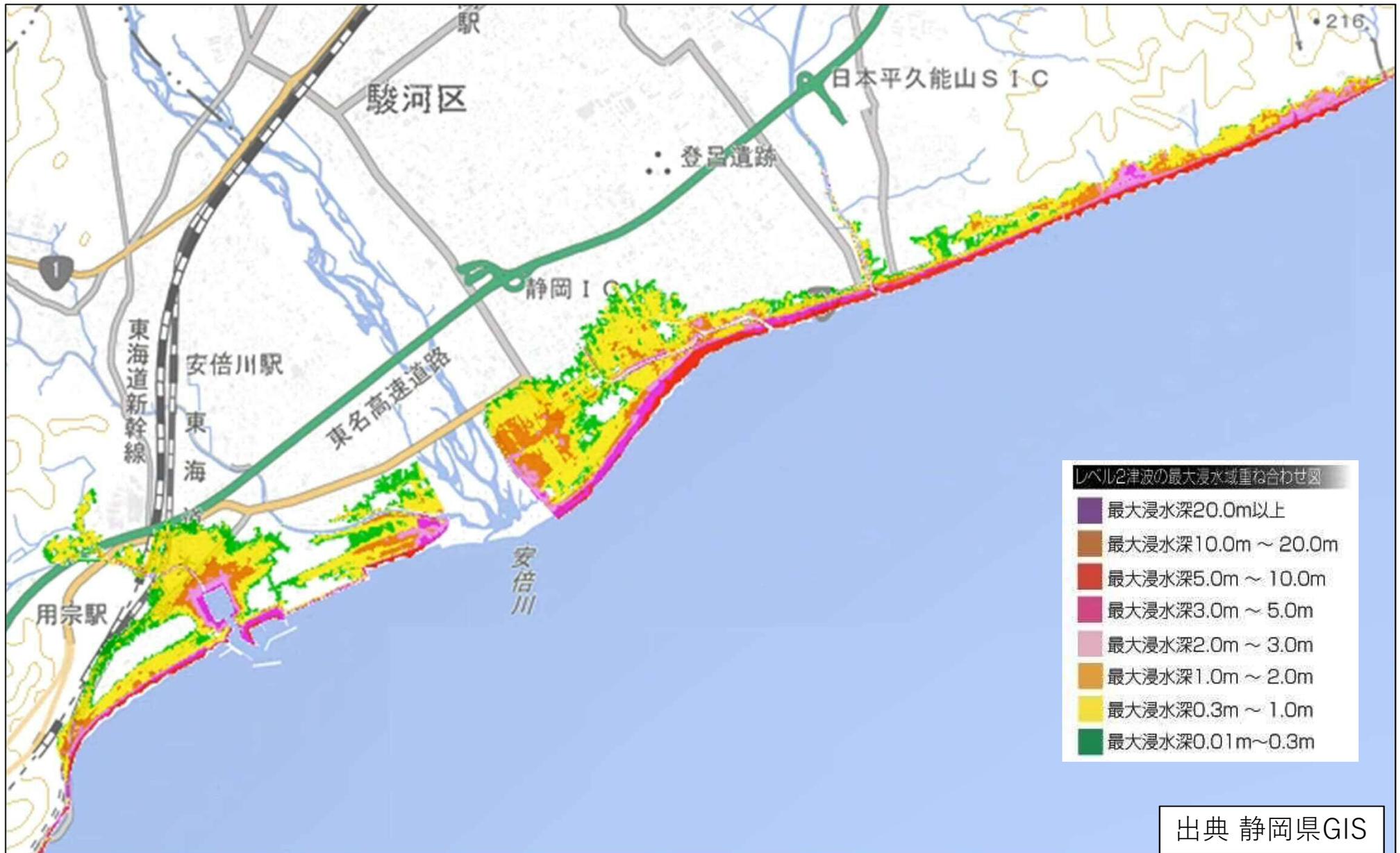
# 津波浸水想定区域（清水区）

由比・蒲原エリア

清水エリア



# 津波浸水想定区域（駿河区）



# 本市で予想される津波のリスク

## ◆南海トラフ巨大地震が発生した場合の津波リスク

→静岡県沿岸に最大クラスの津波をもたらすとされる地震

	駿河区	清水区
浸水面積 (ha)	410	1,380
最高津波水位 (T.P.m) ※1	12	11
影響開始時間 (分) ※2	3	2
最大津波到達時間 (分) ※3	16	13

※1 海岸における津波の高さ

※2 地震発生から1 cmの津波が到達するまでにかかる時間

※3 地震発生から予想される最大の津波が到達するまでにかかる時間

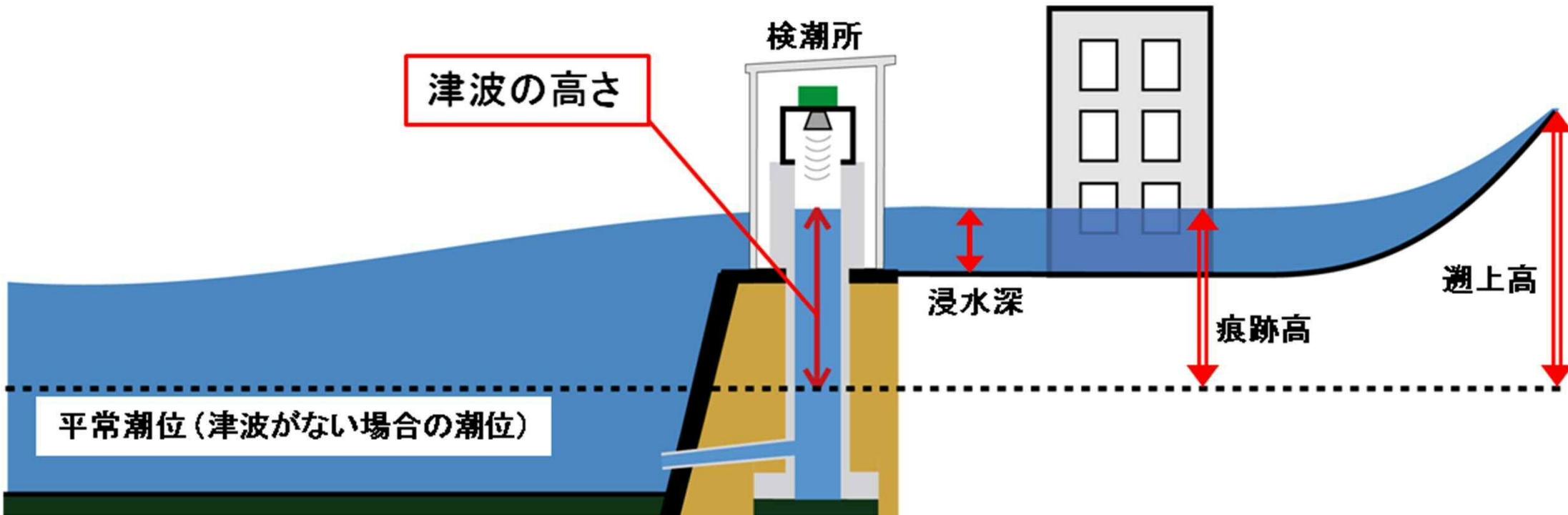
# (参考) 津波の高さと浸水深の違い

## ◆津波の高さ

津波がない場合の潮位（平常潮位）を0とした時、津波によって海面が上昇した高さのこと（=海上での波の高さ）

## ◆浸水深

地上で浸水した深さのこと



# 津波からの避難方法について①

## ◆揺れがおさまったら、すぐに避難する

- ・地震発生から最短2分で津波が到達する（静岡市の場合）
- ・地震による揺れを感じたら、情報を待たずにすぐ避難する

## ◆海から離れた場所に避難する(間に合わない時は高台へ)

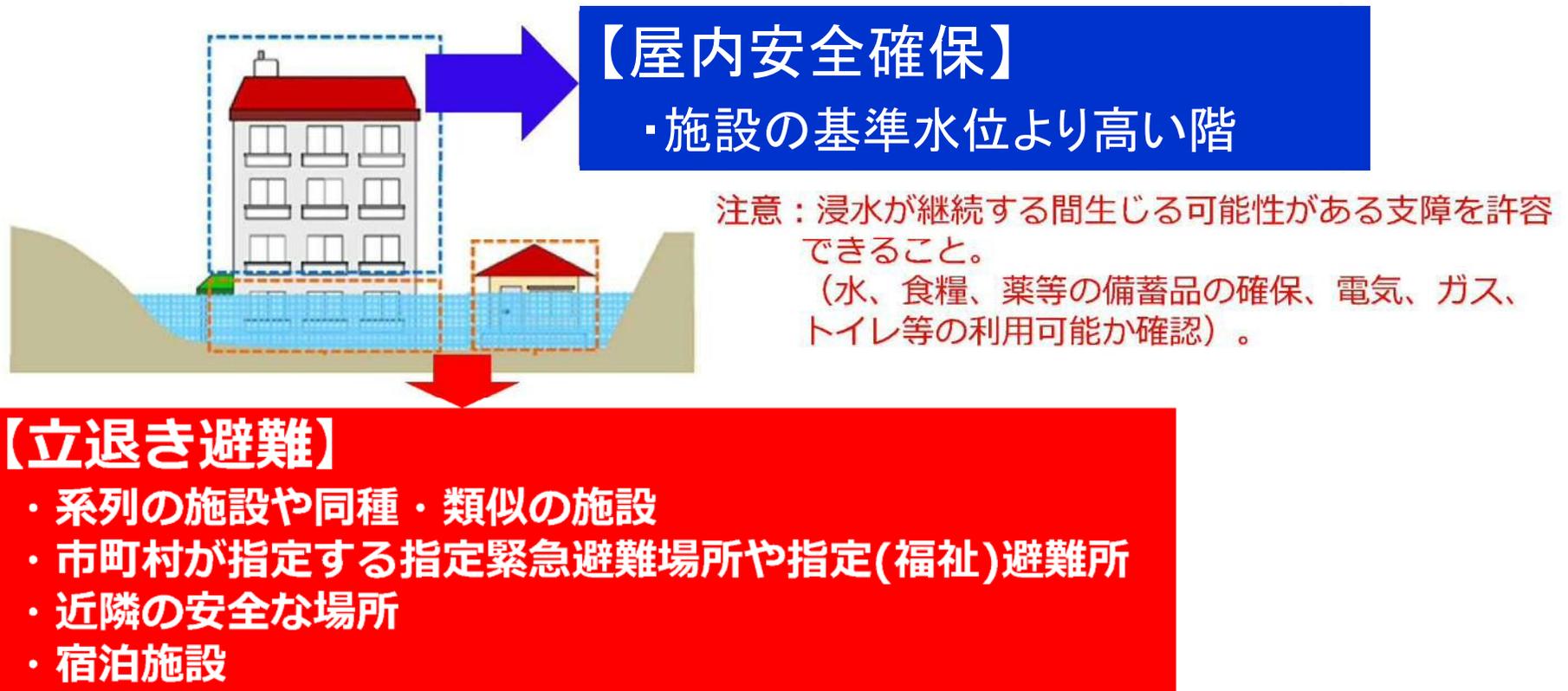
- ・津波は海で発生する＝海から離れた場所への避難が基本となる
- ・津波到達までの時間が短い場合は、高台に避難する

## ◆津波注意報が解除されるまでは、避難を続ける

- ・津波は2回・3回と繰り返し発生する
- ・一度波が引いても次の津波に襲われる可能性がある
- ・津波注意報等の情報が解除されるまでは自宅に戻らず、安全な場所での避難を続ける

# 津波からの避難方法について②

- 立退き避難は、津波災害警戒区域の災害リスクにある場所の施設を離れ、警戒区域外の避難先に避難することであり、避難行動の基本です。
- 浸水想定区域等の災害リスクのある場所の施設であっても、基準水位より高い階に移動することによって、利用者の安全を確保することが可能な場合があります。  
こうした施設で、施設内に留まって避難するのが「屋内安全確保です。」



# 施設管理者の皆さんに知っておいてほしいこと

- ◆施設に津波は到達するのか？
- ◆何メートルの浸水が想定されているのか？
- ◆何分で津波が到達するのか？
- ◆どこへ避難すればいいのか？（どこへ避難できるのか？）

→静岡市防災情報マップと静岡県GISで確認！

### **3. 避難場所・避難経路などの確認方法について**

# 静岡市防災情報マップ

## 静岡市防災情報マップ

<https://www2.wagmap.jp/shizuoka-hazard/Portal>

### ◆静岡市防災情報マップとは？

- ・ 静岡市作成のハザードマップが閲覧できるサイト
- ・ 「防災マップ」 「津波避難マップ」 「洪水ひなん地図」  
「内水ハザードマップ」の4種類のマップを掲載している

### ◆静岡市防災情報マップで確認できる事柄

- ・ 津波の浸水が想定されている区域と浸水の深さ
- ・ 避難先（緊急避難場所・津波避難ビル・タワー）
- ・ 避難する方向

# 静岡市防災情報マップの確認方法

## ① 「津波避難マップ」を選択

## ② 利用規約に同意

静岡市防災情報マップ  
Shizuoka City Disaster Prevention Information Map

「静岡市防災情報マップ」とは…  
地図や画像を利用して、静岡市内における地震、風水害等の災害による被害の想定に関する情報や津波避難ビル、避難所等の避難に関する情報などを、インターネットにより市民の皆さんにわかりやすく公開・提供するサイトです。

スマートフォンサイト

防災マップ

「防災マップ」は、地震に関する情報（想定震度分布図、液状化可塑性分布）、（砂浜画し、崩壊危険情報（土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等）、津波浸水想定区域に関する情報や避難所に関する情報（避難所、避難所等））を公開しています。

津波避難マップ

「津波避難マップ」は、静岡市全域防災計画に基づく津波浸水区域に関する情報（浸水域、到達時間）、津波避難ビル等の情報、静岡市平野部の避難（危険箇所）に関する情報を公開しています。併せて、避難に関する情報も公開しています。

洪水ひなん地図（洪水ハザードマップ）

「洪水ひなん地図」は安東川、豊秋川、正木沢川、丸子川、枘川、大浜川、長原川、瀬原川、山内川、野瀬川、富士川が洪水し、河川が氾濫した場合の浸水シミュレーションに基づいた浸水および砂浜画しに関する情報を公開しています。併せて、避難に関する情報も公開しています。

浸水ひなん地図（内水ハザードマップ）

「浸水ひなん地図」は、雨が下水道や排水等の排水処理施設の能力を上回る場合に、放流先河川の水位が上昇し、排水が排水できなくなった場合に浸水する区域と浸水を表示するとともに、浸水への対応や避難所に関する情報を公開・提供するサイトです。

利用規約

ご利用になる前に、次の利用規約（ご利用上の注意、禁止する事項）をご確認ください。

**■ 利用条件への同意**

このサイト（以下、「本サイト」と呼ぶ）は、静岡市が委託した民間事業者により提供しています。

- 本サイトのご利用に際しては、以下の記載事項（以下、「本利用条件」と呼ぶ）及びプライバシーポリシーに同意されたこととさせていただきますので、ご了承ください。

**■ 本利用条件の範囲**

- 本利用条件の効力が及ぶ範囲は、本サイトの運用に必要な全てのサーバ、及びそれらに格納されている一切の情報（以下、「コンテンツ」といいます）とします。

**■ 知的財産権**

- 本サイト及びコンテンツの著作権は、特に記載のない限り静岡市に帰属し、各国の著作権法、各種契約及びその他の法律で保護されています。
- 本サイトは、静岡市のほか以下の事業者が知的財産権（著作権、商標権等）を有しております。  
本サイトにより提供する案内地図の著作権は、ジオテクノロジーズ株式会社及び、株式会社（ス）に帰属します。
- 本サイトに記載、掲載されている会社名・製品名は、静岡市または各社の登録商標または商標である場合があります。  
商標法またはその他の法律により認められている場合を除き、静岡市または各社の文書による事前の承諾なしにこれらを利用することはできません。

**■ リンクについて**

- 本サイトのホームページは、リンクフリーです。

上記を含め国等が定めた法令に反する行為  
その他、静岡市が不適切と判断する行為

**■ 免責事項**

- 本サイトで提供する地図情報の完全なる正確性、実際の完全性を保証するものではありません。
- 全ての閲覧者または機器上で正常に動作することを保証するものではありません。
- 利用者が求めるサービスの全てを提供することを保証するものではありません。
- 静岡市は、利用者が本サイトの情報を用いて行う一切の行為について、いかなる責任も負いません。
- また、直接・間接的な理由を問わず、本サイトを利用したことにより発生した損害・損失について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- 本サイトは、予告なしに内容の追加・変更・削除・利用停止を行うことがあります。  
このことにより発生したいかなる損害・損失についても、一切の責任を負いません。
- コンテンツの作成時期等により、現状を正確に反映していない場合があります。
- 地図や画像は、土地の境界または建物等の位置を正確に表示するものではありません。  
また、コンテンツの表示位置は、形状によっては、多少ズレが生じる場合があります。
- 閲覧しているパソコン環境により、本サイトが正常に閲覧できない場合があります。

**■ 利用規約の変更**

- 本利用規約は、予告なく変更することがあります。

# 静岡市防災情報マップの確認方法

## ③ 「郵便番号・住所から探す」の欄に施設の住所を入力

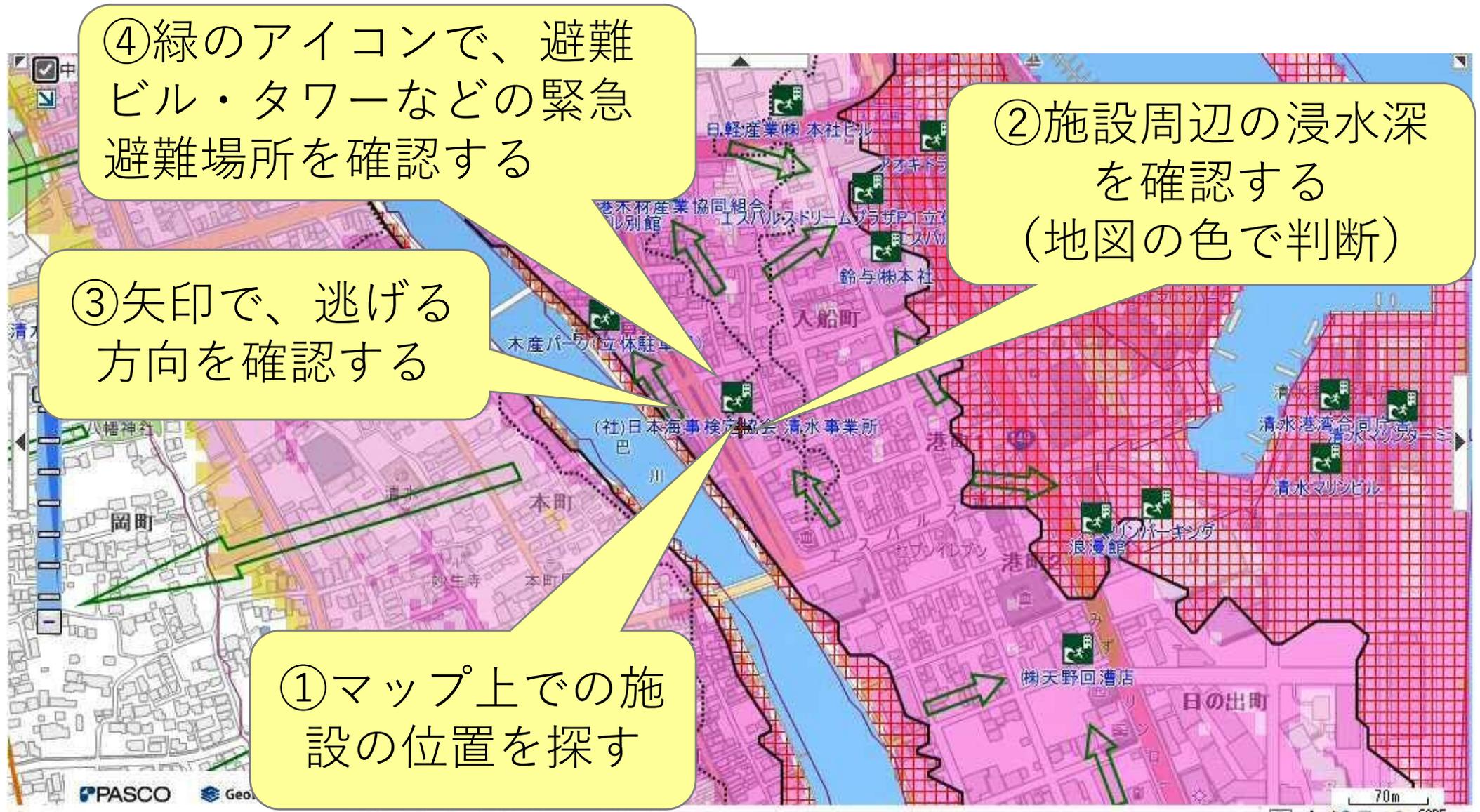
The screenshot displays the website's search interface. The main title is "静岡市防災情報マップ" (Shizuoka City Disaster Prevention Information Map). The search options on the left are:

- エリア選択 (Area Selection): 全域 (All), 葵区 (Aoi-ku), 駿河区 (Surugakuji-ku), 清水区 (Shimizu-ku)
- 郵便番号・住所から探す (Search by Postcode/Address): This section is highlighted with a red box. It includes a search box with the example "420-8602: 静岡市葵区追手町" and a "検索" (Search) button. Below the search box is a link: "住所一覧から選択する場合はこちら" (Click here to select from the address list).
- 目標物から探す (Search by Landmark): Includes a search box and a "検索" button.
- 津波避難マップから探す (Search from Tsunami Evacuation Map): Includes a search box and a "検索" button. Below it are radio buttons for "名称を検索" (Search by name) and "全体を検索" (Search all), and a list of "津波避難施設" (Tsunami Evacuation Facilities).
- 主要施設から探す (Search from Major Facilities): A list of facilities including government offices and train stations.

The right side of the page shows a map titled "地図から探す" (Search from Map). It includes the instruction: "地図上でクリックすると、クリックした位置の地図を表示します。" (Clicking on the map will display the map of the clicked location). The map shows the surrounding area, including parts of Nagano Prefecture (長野県) and Yamanashi Prefecture (山梨県), and cities like Fujiwara (富士宮市) and Fuji (富士市).

# 静岡市防災情報マップの確認方法

## ④施設で想定される災害リスクと避難先を確認



## 静岡県GIS

<https://www.gis.pref.shizuoka.jp/>

### ◆静岡県GISとは？

- ・ 静岡県が運営するサイトで、防災情報のほかにも都市計画情報や観光情報などの80種類以上の地図を掲載している。

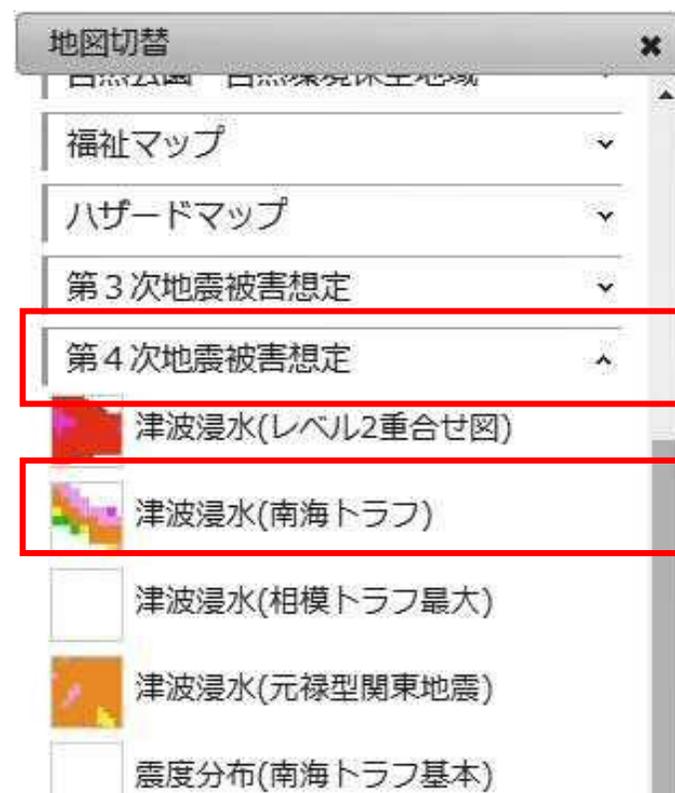
### ◆静岡県GISで確認できる事柄

- ・ 津波の浸水が想定されている区域と浸水の深さ
- ・ 津波が到達する時間

# 津波の到達時間の確認方法①

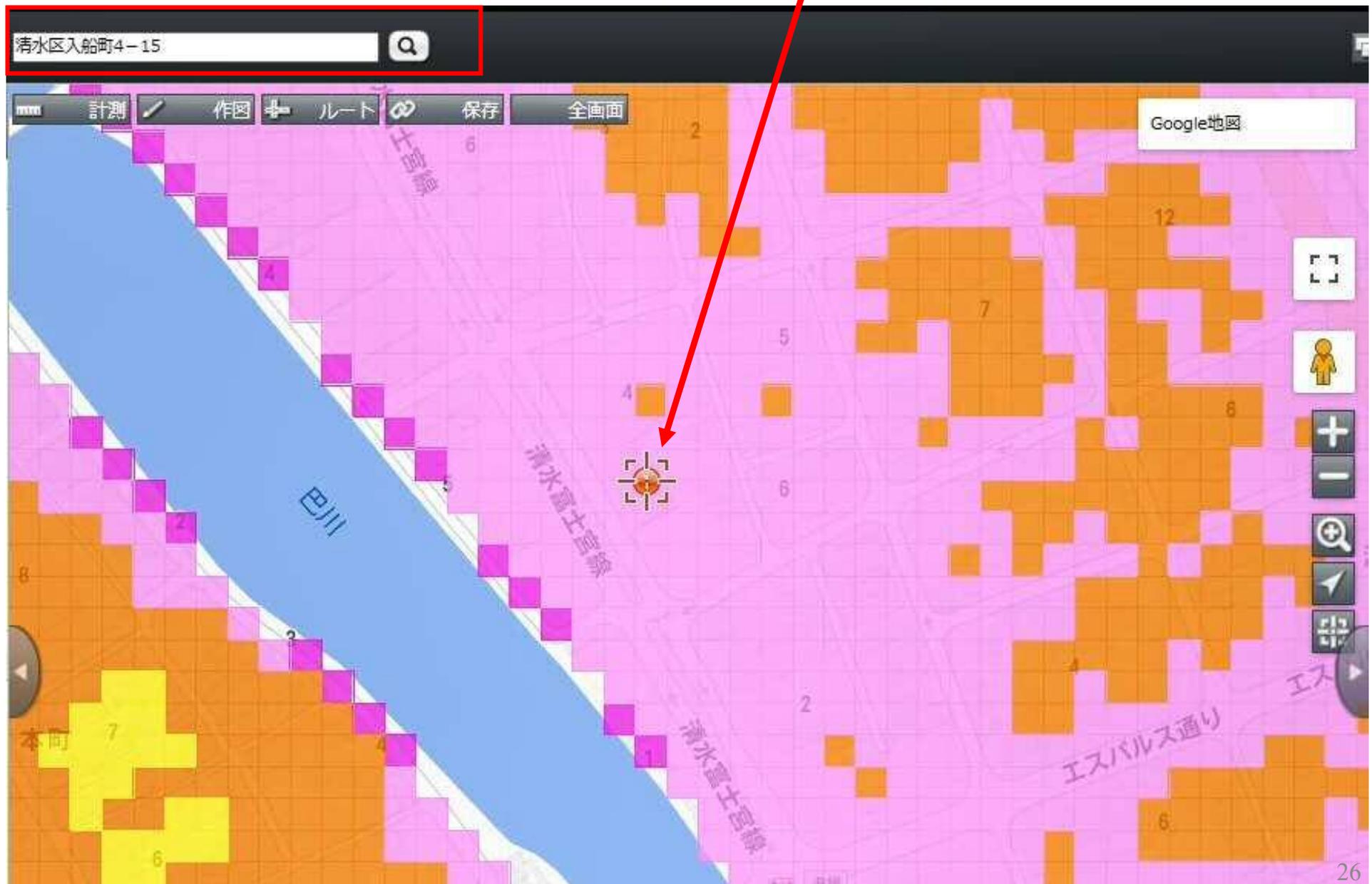
## ①利用規約に同意

## ②切替ボタンで以下を選択 「第4次地震被害想定」の中の 「津波浸水（南海トラフ）」



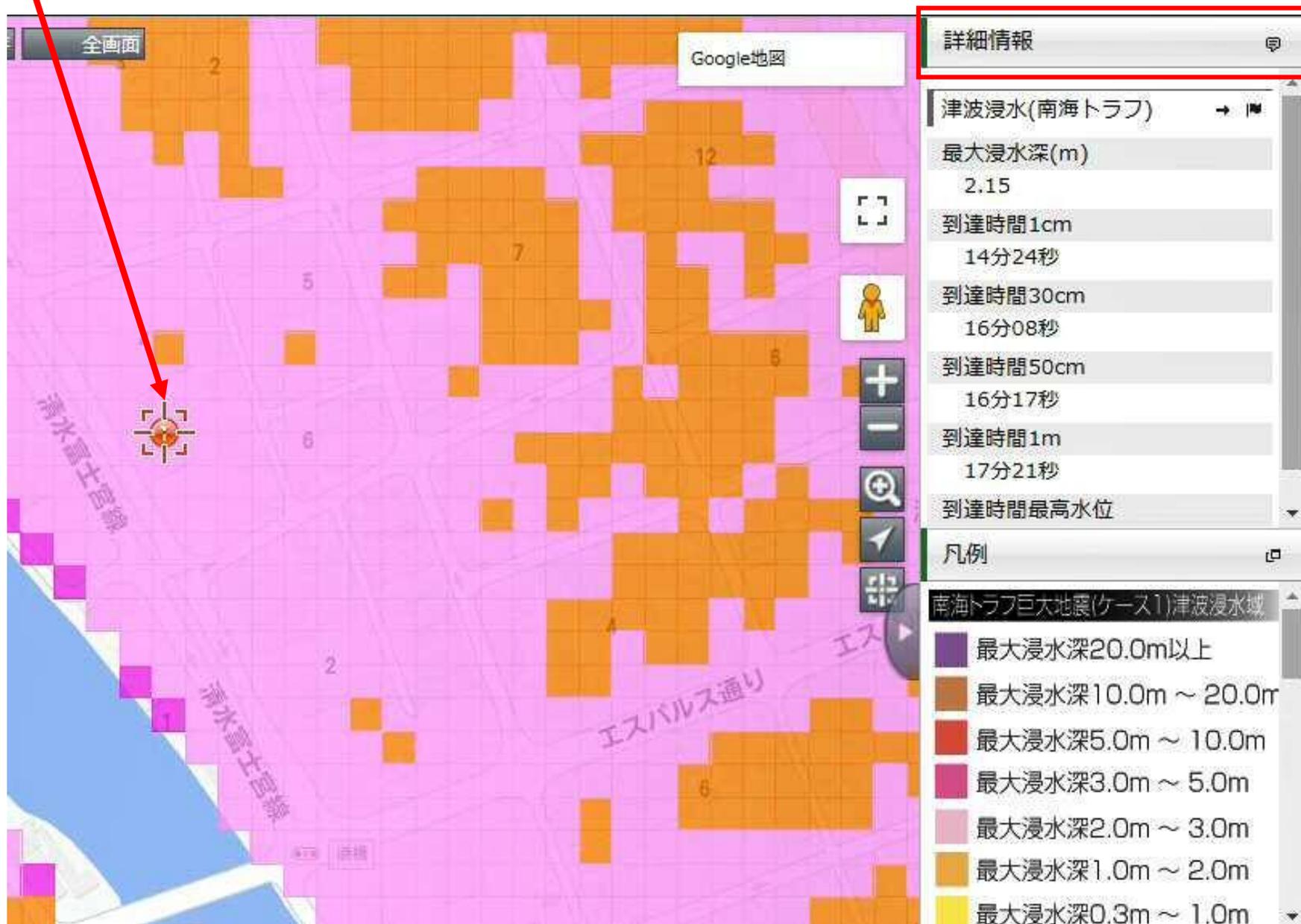
# 津波の到達時間の確認方法②

③検索バーに施設の住所を入力（赤丸が該当箇所）



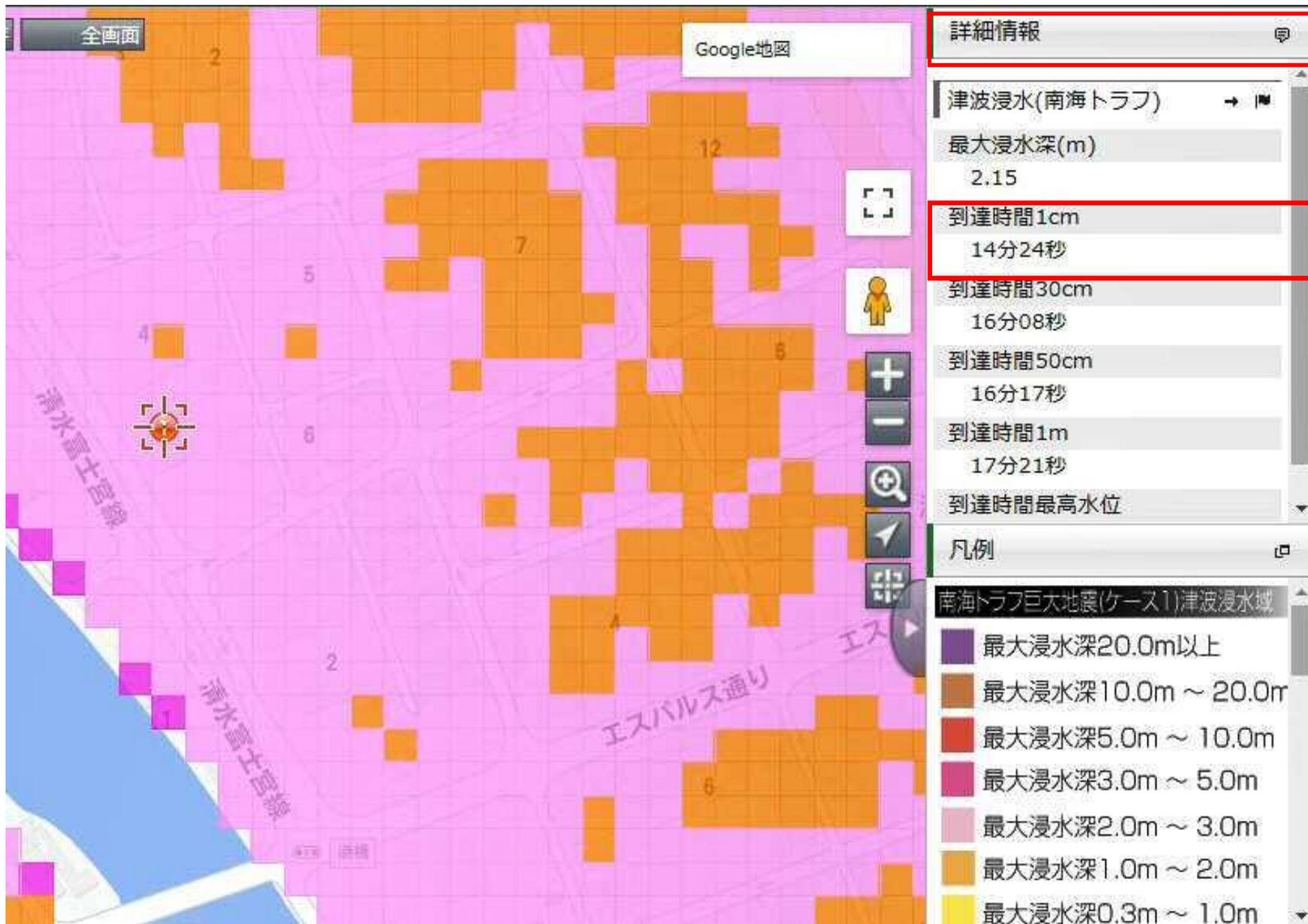
# 津波の到達時間の確認方法③

## ④赤丸をクリックして、詳細情報を確認



# 津波の到達時間の確認方法④

## ⑤ 「詳細情報」の中の「到達時間 1 cm」を確認



## 4. 南海トラフ臨時情報について

# 南海トラフ臨時情報とは①

## ◆どんな情報？

- ・気象庁から発表される情報
- ・南海トラフ沿いで異常な現象（大規模地震・地殻変動）が発生し、南海トラフ地震の発生する可能性が通常時と比べて高まったと判断された場合に発表される情報

## ◆どんな種類があるのか？

	キーワード	内容
南海トラフ 臨時情報	調査中	大規模な地震との関連を調査した時、 または調査中のとき
	巨大地震注意	M7.0以上8.0未満の地震が発生した時など
	巨大地震警戒	M8.0以上の地震が発生した時
	調査終了	「巨大地震注意」「巨大地震警戒」のいずれにも当てはまらないとき

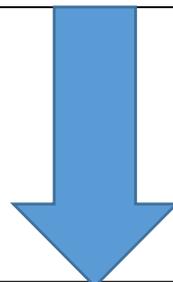
# 南海トラフ臨時情報とは②

## ◆ どう行動すればいいのか？

	キーワード	取るべき行動	
南海トラフ 臨時情報	巨大地震注意	日頃からの地震への備えを再確認する等、地震に注意しながら生活する。	
	巨大地震 警戒	高齢者等事前避難 対象地域（津波か らの避難が間に合 わない地域）	1週間の事前避難を行う。
		それ以外の地域	日頃からの地震への備えを再確認する等、地震に注意しながら生活する。
	調査終了	通常的生活を送る。 ※大規模地震の可能性がなくな ったわけではないことに留意	

# 臨時情報が発表された場合の市の対応

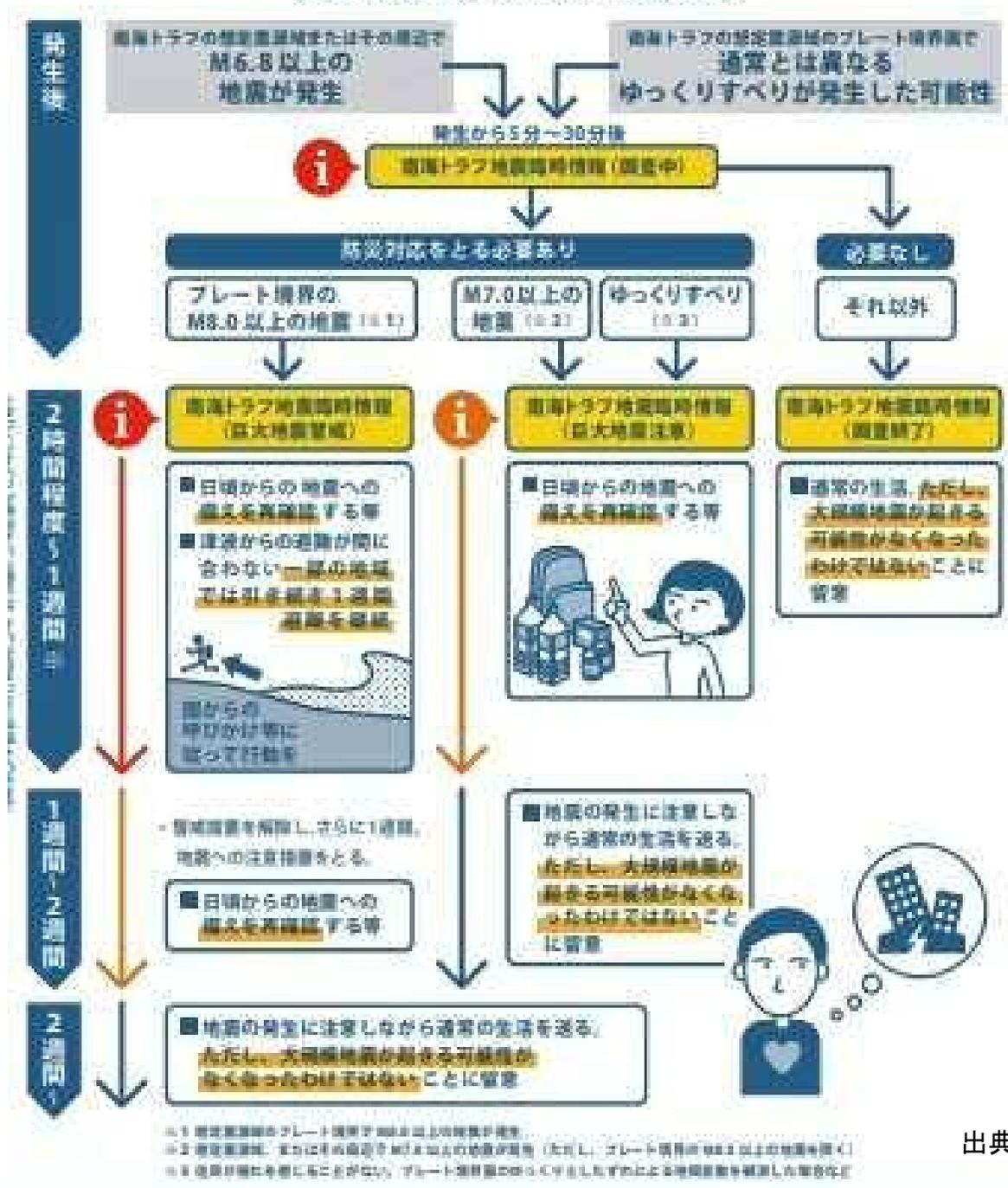
臨時時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、  
高齢者等事前避難対象地域（津波浸水想定区域  
レベル2）に高齢者等避難を発表



事前避難対象地域	津波の浸水が想定されている区域
事前避難の対象者	事前避難を必要とする方
避難先	親類・知人宅が基本 ※困難な場合は、市の指定する福祉 避難所やホテルを受入場所に設定

# 南海トラフ臨時が発表された場合の流れ

## 地震発生後の防災対応の流れ



※1 想定震源域のプレート境界で M6.8以上の地震が発生  
 ※2 想定震源域、またはその周辺で M7.0以上の地震が発生 (ただし、プレート境界の M8.0以上の地震を除く)  
 ※3 地震が複数発生し得ることがない。プレート境界面から発生し得るずれによる地殻変動を継続した警戒対応

# 施設管理者の皆さんにお願いしたいこと

施設の特性に合わせ、臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の**1週間の事前避難方法を決定**

## ◆各施設における避難の考え方

### (1) 社会福祉施設

#### ① 保護者等への引き渡し

入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の安全性を十分に考慮して、その内容を定めるものとする。

#### ② 屋内安全確保

入所している要配慮者については、浸水しない上層階が同一施設にあり、かつ安全が確保される場合は屋内安全確保も検討する。

#### ③ 立退き避難

事前避難対象地域外のグループ施設などに避難する。

### (2) 学校等

#### ① 休校措置

高齢者等事前避難対象地域に位置するこども園、小中学校等は1週間程度の休校措置を行う。

#### ② 屋内安全確保、家族等への引き渡し

児童生徒等が在校中の場合は、安全が確保できる場所へ避難誘導し、状況に応じて学校留め置き又は家族等への引き渡しを実施する。

### (3) 病院

耐震性等、建物の安全が確保されている場合は、原則、営業を継続するものとする。

なお、入院患者等の状況に応じて、安全確保に向けた転院や上層階への避難を検討する。

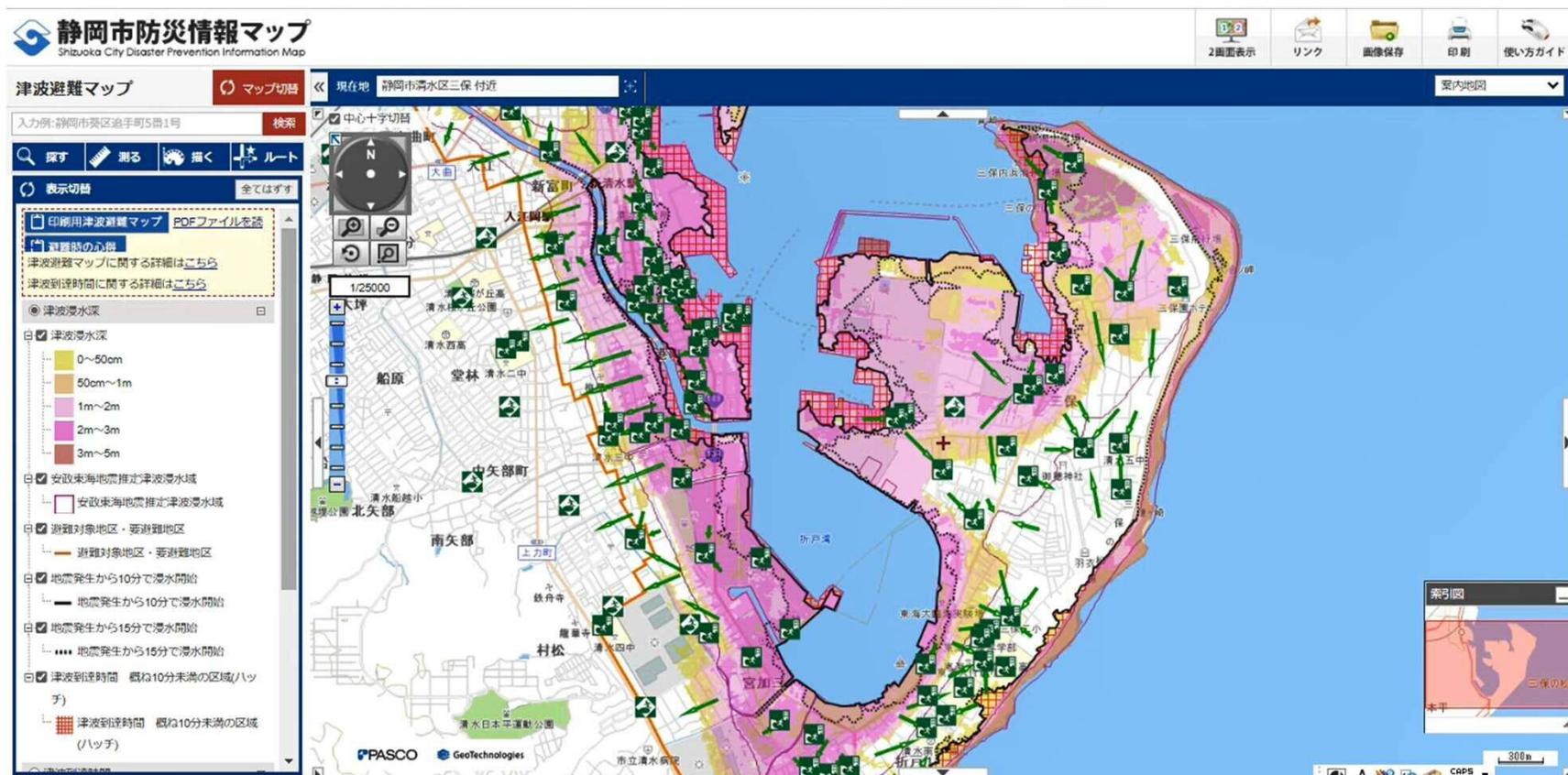
## 5. 本市の津波対策について

# 静岡市における津波対策①

## 静岡市津波避難マップ（駿河・清水区沿岸地域）

- ◆浸水想定区域や津波避難ビル・タワー、海拔に関する情報等が記載されている紙版のマップを作成し、各世帯に配付するほか、市HPでの閲覧が可能となっています

静岡市 津波避難マップ



# 静岡市における津波対策②

## 津波避難看板等の整備（R4.4.1現在 約1,000か所）

- ◆津波が発生した場合にすぐに安全な場所に避難できるように、案内板や標識を設置しています
- ◆観光客や外国人の方も安全でわかりやすく避難できるように、ピクトグラムや多言語で表示しています

避難場所標



避難地案内標識



津波避難ビル案内標識



津波警告標識



# 静岡市における津波対策③

## 津波避難ビルの指定（R4.4.1現在 146施設）

- ◆津波から安全に避難できるように、津波避難対象地区内などに津波避難ビルを指定しています



## 津波避難タワー等の整備（R4.4.1現在 19か所）

- ◆津波が到達するまでに安全な場所への避難が難しく、近くに津波避難ビルや高台などが無い地区を対象に、避難タワーを設置しています

清水区  
三保本町1区



駿河区  
大浜荘（中島）



令和2年度に津波からの避難が困難な地域が解消されました

## 6. 避難確保計画の作成について

# 避難確保計画について

## ◆目的

防災上の配慮を要する方が利用する施設（要配慮者利用施設）において、津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため

## ◆根拠法令

津波防災地域づくりに関する法律第71条

津波災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に定められた施設（避難促進施設）には、津波に対する避難確保計画を作成し、市に報告することが義務付けられています。

また、訓練を実施し、その結果を市に報告することが義務付けられています。

# 洪水、土砂災害の避難確保計画との違いについて

種別	法令	計画の作成・報告	計画の公表	避難訓練の実施・報告
洪水	水防法	義務	—	義務
土砂	土砂法	義務	—	義務
津波	津波防災地域づくりに関する法律	義務	<b>義務</b>	義務

## ポイント！

計画の公表方法としては、施設内における掲示や、ホームページへ掲載をお願いします。

# 避難確保計画の対象施設について

## ◆対象施設

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるものとして政令で定めるもの（法律第71条第1項第2号）

- 一 ○老人福祉施設(老人介護支援センターを除く。)  
○有料老人ホーム  
○認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設  
○身体障害者社会参加支援施設○障害者支援施設○地域活動支援センター、  
○福祉ホーム、障害福祉サービス事業(生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、  
就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。)の用に供する施設  
○保護施設(医療保護施設及び宿所提供施設を除く。)  
○児童福祉施設(母子生活支援施設及び児童遊園を除く。)、  
○障害児通所支援事業(児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。)  
の用に供する施設○児童自立生活援助事業の用に供する施設  
○放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設  
○一時預かり事業の用に供する施設○児童相談所  
○母子健康包括支援センターその他これらに類する施設
- 二 ○幼稚園○小学校○中学校○義務教育学校○高等学校○中等教育学校○特別支援学校  
○高等専門学校及び専修学校(高等課程を置くものに限る。)
- 三 ○病院○診療所及び助産所

# 避難確保計画で定める事項

事項	市への提出	備考
○計画の目的	必要	今回の計画で作成する 内容
○施設の概要	必要	
○施設が有する災害リスク	必要	
○防災体制	必要	
○情報収集・伝達	必要	
○避難誘導	必要	
○避難に必要な設備の整備	必要	
○避難に必要な装備品や備蓄品の整備	必要	
○避難先までの経路図	必要	
○施設建物内の避難経路図	必要	
○利用者緊急連絡先一覧	不要	既存の名簿がある 場合は、それを活用。 ない場合は、作成をお願い します。
○緊急連絡網	不要	
○外部機関等の緊急連絡先一覧	不要	
○対応別避難誘導一覧表	不要	
○防災体制一覧表	不要	

# 避難確保計画の作成について①

## 作成にあたって

- 津波災害警戒区域の対象か確認
- 政令で定められた施設ごと計画を作成する。
- ※複数の施設を同一敷地内で所有する場合は、計画をまとめることができます。

津波発生時の避難確保計画

特別養護老人ホーム〇〇

2022年 12月 作成

# 避難確保計画の作成について②

## 作成のポイント

○施設の災害リスクをハザードマップなどで確認すること。

## 作成手順

- ①施設の利用者数などを確認すること。
- ②ハザードマップなどを確認し、基準水位・最大浸水深・津波到達時間などを確認すること。

### 1. 計画の目的

この計画は、津波防災地域づくりに関する法律第71条の第1項に基づくものであり、本施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

### 2. 計画の報告

計画を作成したときは、津波防災地域づくりに関する法律第71条第1項に基づき、遅滞なく、当該計画を市長へ報告する。

### 3. 計画の公表

作成した計画は下記の方法により利用者等へ公表する。

- 施設内における掲示
- 施設ホームページに掲載
- その他 ( )

③

### 4. 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

### 【施設の状況】

利用形態	通所	建物の階数	3	階
人 数				
昼間・夜間		休日		
利用者	施設職員	利用者	施設職員	
昼間	昼間	休日	休日	
10名	5名	10名	5名	
夜間	夜間			
10名	2名			

①

### 【施設が有する災害リスク】

津波災害警戒区域	基準水位	3m
	最大浸水深	2m
	津波到達時間	10分

②

区分	入力項目	入力セル	入力例
津波	<b>（施設の情報）</b>		
	計画作成年月日	2022年12月1日	2020年7月1日
	施設名	特別養護老人ホーム〇〇	特別養護老人ホーム〇〇
	住所	清水区三保〇番〇号	清水区三保〇番〇号
	所在市町村名	静岡市	静岡市
	利用形態	通所	
	建物の階数	3	
	<b>施設の収容人数の状況</b>		
	昼間	施設職員 5名 利用者 10名	施設職員5名 利用者10名
	夜間	施設職員 2名 利用者 10名	施設職員2名 利用者10名
休日	休日設定の有無 平日と異なる	平日と同じ/平日と異なる	
	施設職員 5名 利用者 10名	施設職員5名 利用者10名	
津波	<b>施設が有する災害リスク</b>		
	津波災害警戒区域		
	基準水位	3m	
	最大浸水深	2m	
	津波到達時間	10分	
津波	<b>（計画の公表）</b>		
	公表方法	<input checked="" type="checkbox"/> 施設内における掲示 <input checked="" type="checkbox"/> 施設ホームページに掲載 <input type="checkbox"/> その他	複数選択可  その他を選択の場合、方法を記載（例：施設利用者にはチラシを配布など）

①

②

③

# 避難確保計画の作成について③

別紙 1

## 【施設周辺の避難経路図】

津波発生時の避難先は、静岡市防災情報マップと別添指定緊急避難場所一覧を確認し、以下の場所とする。

「静岡市防災情報マップ」（津波避難マップ）

<http://www2.wagmap.jp/shizuoka-hazard/>

## 避難経路図

施設及び避難先の位置と、施設から避難先までの避難ルートを貼り付けて下さい。



施設所在地	清水区三保〇番〇号
避難場所	名称 清水三保第一小学校
	住所 清水区三保1069-1

## 作成のポイント

○命を守るための安全な避難場所、避難経路を決定する。

## 作成手順

- ①ハザードマップを確認する。
- ②ハザードマップで施設の位置を確認する。
- ③施設周辺の危険性を確認する。
- ④安全な避難場所を確認する。
- ⑤安全な避難場所までの経路を決める。

# 防災体制について

○利用者の円滑な避難を図るためには、防災体制を機能的に組織する必要があります。

○職員だけで利用者の避難が困難な場合には、地域住民や利用者の家族等の外部の協力を得て体制を構築しましょう。

## 体制のイメージ図

①全体を指揮する  
「統括指揮者」



④避難に必要な設備や装備品等を点検し準備する「装備品等準備班」



②情報収集や伝達を担当する  
「情報連絡班」



③利用者の避難支援を担当する  
「避難誘導班」



# 防災体制（各役割）について

## ◆ 統括指揮者の役割

- 総括指揮者の役割は、状況を把握し全体を指揮することです。
- 警戒レベルに応じて、避難開始の判断を行います。

## ◆ 情報連絡班の役割

- 情報連絡班の役割は、防災気象情報や避難情報を収集し、統括指揮者や職員に情報を伝達することや、市町村等の関係機関や避難先、利用者の家族と連絡を取り合うことです。

## ◆ 避難誘導班の役割

- 避難誘導班の役割は、利用者の避難誘導を行うことです。

## ◆ 装備品等準備班の役割

- 装備品等準備班の役割は、避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し、準備します。
- 避難に必要な車両の手配や持ち出し品の運搬、利用者への装備品の装着等を行います。

# 避難確保計画の作成について④

注意体制、警戒体制、非常体制の3つの防災体制をつくるために、どのタイミングで、どのような活動内容を、だれが（対応要員）対応するかについて決定する。

5. 防災体制  
連絡体制及び防災体制は、以下のとおりとする。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
<ul style="list-style-type: none"> <li>遠地地震に関する情報の中で津波到達予想時刻等の情報が発表された場合 ※1</li> </ul>	注意体制確立	津波情報等の情報収集	情報連絡班
<ul style="list-style-type: none"> <li>津波注意報の発表</li> <li>津波警報の発表</li> <li>大津波警報の発表</li> <li>高齢者等避難の発表※1</li> <li>避難指示の発表</li> <li>地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合</li> </ul>	警戒体制確立	状況把握、指揮 津波情報等の情報収集 使用する資器材の準備 避難誘導開始	統括指揮者 情報連絡班 装備品等準備班 情報連絡班
	非常体制確立	状況把握、指揮 津波情報等の情報収集 避難の完了 避難先での資器材の管理	統括指揮者 情報連絡班 避難誘導班 装備品等準備班

表内の事項のほか、統括指揮者の指揮命令に従うものとする。

- ※1 津波到達時間は長い場合のみ
- 注意 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合には、南海トラフ地震発生の可能性が通常よりも高まっていることを踏まえ、施設の状況に応じ、地震発生による津波等から利用者の安全を確保するため事前避難などの体制を確立することが重要である。
- 注意 強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、市からの避難指示等の発表や気象庁の津波警報等の発表前であっても、施設の被害状況や周辺状況などを踏まえ、自発的かつ速やかに立ち退き避難をすることが重要である。

## 作成のポイント

○いつ避難すればよいかを知り、決める。

## 作成手順

①防災体制（各役割）を決める。

②防災対策確立時の情報を整理する。

③防災情報の収集方法を決定する。

## 補足

- 注意体制とは：自らの避難行動を確認
- 警戒体制とは：危険な場所から高齢者等は避難
- 非常体制とは：危険な場所から全員避難

# 避難確保計画の作成について⑤

防災体制確立の判断を行うために、収集する情報内容、方法、施設内の情報伝達経路を決定する。

## 6. 情報収集及び伝達

### (1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
【津波情報】 警報・注意報	同報無線（電話案内サービス 0180-99-5656） テレビ コミュニティFM（FM静岡・マリンパル） インターネット > 気象庁HP ( <a href="https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index">https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index</a> .) > 静岡市サイト ( <a href="https://www.city.shizuoka.jp/">https://www.city.shizuoka.jp/</a> ) HPトップ「静岡市防災情報」参照 静岡市防災メール 登録用メールアドレス ( <a href="mailto:siz-entry@tokyoanpi.sbs-infosys.com">siz-entry@tokyoanpi.sbs-infosys.com</a> )
【避難情報】 避難指示 高齢者等避難	同報無線（電話案内サービス 0180-99-5656） テレビ・ラジオ コミュニティFM（FM静岡・マリンパル） 緊急速報メール インターネット > 静岡市サイト ( <a href="https://www.city.shizuoka.jp/">https://www.city.shizuoka.jp/</a> ) HPトップ「静岡市防災情報」参照

※ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

※ 提供される情報に加えて、施設周辺の道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

### (2) 情報伝達

① 「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、津波情報、避難情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

② 静岡市から利用者の避難状況や安否情報の提供を求められる場合があるため、情報を整理しておく。

## 作成のポイント

○誰が、どうやって、何を収集するかを決める。

## 作成手順

① 防災情報の収集方法を決定する。

② 防災情報の連絡体制を決定する。

# 避難確保計画の作成について⑥

## 作成のポイント

○誰が、誰を、どうやって避難させるか決める。

## 作成手順

- ①避難先、避難経路の安全性を再度確認する。
- ②避難先までの移動手段は避難経路図を基に設定。

### 7. 避難誘導

#### (1) 避難先

避難場所及び屋内安全確保を図る場所は下表のとおりとする。  
浸水想定区域外への避難が間に合わない場合には、避難場所への避難を原則とする。

ただし、津波の到達時間や利用者の健康状態等により避難場所への避難が困難な場合において、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれなく、想定浸水深（基準水位）よりも高い避難場所がある場合には、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

#### (2) 避難経路

避難先までの避難経路については、「別紙1 避難経路図」のとおりとする。

#### (3) 避難誘導

避難先までの移動手段は、以下のとおりとする。

	名称	移動距離	移動手段	避難に要する時間	避難開始基準
避難場所	清水三保第一小学校	500m	車両 4台	5分	津波警報、大津波警報
屋内安全確保	施設の3階 ／3階			10分	津波警報、大津波警報

#### (4) 南海トラフ臨時情報が発表されている場合の避難方法

避難方法

避難先（立退き避難の場合）

	名称	移動距離	移動手段	避難に要する時間	避難開始基準
避難場所		m		分	0

①

### (避難に関する情報)

避難場所		
避難場所名	<input type="text" value="清水三保第一小学校"/>	清水三保第一小学校
(避難場所が指定緊急避難場所以外の場合に入力)	<input type="text"/>	(避難先が避難先済み)
避難場所の住所	<input type="text" value="清水区三保1069-1"/>	清水区三保1069-1
避難場所までの移動距離	<input type="text" value="500"/> m	500m
避難場所までの移動手段	<input type="text" value="車両"/> 車両の場合 <input type="text" value="4"/> 台	徒歩／車両 4台
避難に要する時間	<input type="text" value="5"/> 分	20分
避難判断基準	<input type="text" value="津波警報、大津波警報"/>	

### 屋内安全確保を図る場所

事業所内における避難場所	<input type="text" value="施設の3階"/>	施設の3階／空欄
建物全体の階数	<input type="text" value="3階"/>	3階建
避難に要する時間	<input type="text" value="10"/> 分	20分
避難判断基準	<input type="text" value="津波警報、大津波警報"/>	

### 南海トラフ臨時情報が発表された場合の避難について

避難方法	<input type="text" value="利用者の家族等への引き渡し"/>	利用者の家族等への引き渡し
避難場所名	<input type="text"/>	清水三保第一小学校
避難場所の住所	<input type="text"/>	清水区三保1069-1
避難場所までの移動距離	<input type="text"/> m	500m
避難場所までの移動手段	<input type="text"/> 車両の場合 <input type="text"/> 台	徒歩／車両 4台
避難に要する時間	<input type="text"/> 分	20分
避難判断基準	<input type="text"/>	

①

# 避難確保計画の作成について⑦

情報収集・伝達時、避難誘導時、避難所等への避難後において、事前に準備しておく資機材等を決定する。

## 作成のポイント

○利用者の命を守るための備蓄品を決める。

## 作成手順

- ① 情報収集、避難誘導時に必要なものを整理する。
- ② 避難所等への避難後に必要なものを整理する。
- ③ 避難時に活用できる状態にあるか確認する。

8. 避難に必要な設備の整備  
 避難誘導の際に使用する設備等については、下表に示すとおりである。  
 これらの設備等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難に必要な設備等			
分類	設備等	数量	設置場所、保管場所
通常の設備	エレベーター		
	上下階の移動のできる大型スロープの設置		
	車椅子		
	その他 ( )		
緊急時の設備	停電対策としての非常用電源の設置		
	土のう		
	止水板		
	階段昇降機の設置		
	その他 ( )		

9. 避難の確保を図るための施設の整備  
 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、  
 下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。  
 これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧	
備蓄品	
情報収集・伝達	テレビ3台、ラジオ5台、タブレット端末2台、ファックス2台、携帯電話5台、携帯電話用バッテリー3個、乾電池20個
避難誘導	従業員名簿、利用者名簿、案内旗1枚、携帯電話5台、携帯電話用バッテリー3個、拡声器1台、懐中電灯5台、乾電池20個、ライフジャケット10着、蛍光塗料1個
屋内安全確保	水3日分、食料3日分、寝具10人分、防寒具10人分
利用者	おむつ100枚、おしりふき100枚、おやつ30個、おんぶひも3個
その他	ウェットティッシュ100個、ゴミ袋10枚、タオル10枚

10. 防災教育及び避難訓練の実施  
 従業員、施設利用者等への防災教育及び訓練は、以下のとおり実施する。

- 防災に係る研修  
 毎年4月に新規採用の従業員を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。毎年5月に全従業員及び利用者を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。
- 避難訓練  
 毎年4月に新規採用の従業員を対象に情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。毎年6月に全従業員及び利用者を対象に情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- 避難訓練の実施報告  
 避難訓練を実施した場合には、津波地域づくり法71条第2項に基づき、実施結果を市町村長に報告する。  
 実施結果の報告は、「避難訓練実施報告書」により行う。

①

(避難の確保を図るための施設の整備に関する情報)

情報収集・伝達に係る機材等		
テレビ	<input checked="" type="checkbox"/> 有りの場合→ 3台	無/有 3台
ラジオ	<input checked="" type="checkbox"/> 有りの場合→ 5台	無/有 5台
タブレット端末	<input checked="" type="checkbox"/> 有りの場合→ 2台	無/有 2台
ファックス	<input checked="" type="checkbox"/> 有りの場合→ 2台	無/有 2台
携帯電話	<input checked="" type="checkbox"/> 有りの場合→ 5台	無/有 5台
携帯電話用バッテリー	<input checked="" type="checkbox"/> 有りの場合→ 3個	無/有 3個
乾電池	<input checked="" type="checkbox"/> 有りの場合→ 20個	無/有 20個
その他		

①

②

(教育・訓練に関する情報)

研修実施（毎年）		
研修対象者①	新規採用の従業員	新規採用の従業員
研修実施月①	4月	4月
研修の内容①	防災情報及び避難誘導	防災情報及び避難誘導
研修対象者②	全従業員及び利用者	全従業員
研修実施月②	5月	5月
研修の内容②	防災情報及び避難誘導	防災情報及び避難誘導

②

## 提出先

- 各施設の市担当課

## 提出物

- 避難確保計画
- 避難確保計画作成報告書 各3部  
を紙で提出してください。

## **7. 避難確保計画に基づく避難訓練 の実施・報告について**

# 訓練の実施について

## ◆ポイント

- ・ 訓練の目的と目標を意識して訓練を実施してください。
- ・ 毎年の訓練実施の度に想定する災害のパターンや避難先、日中や夜間といった避難する時間帯、施設の特性などを変えたシナリオにすることで、実際の災害時に想定していない事態になった場合にも、臨機に適切な判断と対応ができる可能性が高まります。

## ◆訓練の種類

- 訓練 1 立退き避難訓練、屋内安全確保訓練
- 訓練 2 情報伝達訓練、利用者の避難誘導・避難経路等の確認
- 訓練 3 ハザードマップ等を活用した図上訓練
- 訓練 4 設備や装備品、備蓄品、持ち出し品等の確認訓練

# 避難訓練の種類【立退き避難、屋内安全確保】

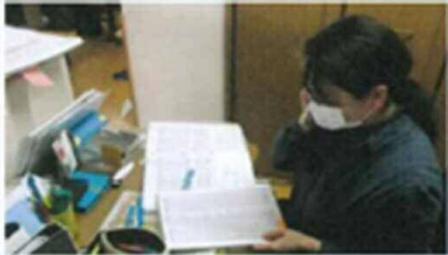
- 利用者を避難先に移動させる訓練としては、立退き避難訓練と屋内安全確保訓練があります。
- 立退き避難訓練は、施設外の避難先に利用者を移動させる訓練です。
- 屋内安全確保訓練は、施設の上階などに利用者を移動させる訓練です。
- 訓練は、職員のみならず、**避難支援協力者の参加も得て行う**ようにしましょう。

訓練種類	立退き避難訓練	屋内安全確保訓練
訓練イメージ	<p data-bbox="235 726 1176 837">施設内移動 ⇒ 車両への移動、徒歩⇒ 避難先(利用者の支援)</p> 	<p data-bbox="1220 726 2184 837">施設上階への移動(階段・エレベーター)⇒ 上階での利用者の支援</p> 

# 避難訓練の種類

## 【図上訓練、情報収集・伝達訓練、避難経路等の確認】

- 図上訓練は、避難先までの立退き避難訓練や屋内安全確保訓練のシミュレーションを行う訓練です。情報収集・情報伝達訓練を合わせて行う場合があります。
- 情報収集・情報伝達訓練は、避難に必要な防災気象情報や避難情報を収集し、その情報を職員や避難支援協力者等に伝達する訓練です。
- 避難経路等の確認訓練は、現地を実際に見て、避難先や避難経路の安全性等について確認する訓練です。

訓練種類	図上訓練	情報収集・情報伝達訓練	避難経路等の確認訓練
訓練イメージ	<ul style="list-style-type: none"><li>・地図等を活用したイメージ訓練</li></ul>  	<ul style="list-style-type: none"><li>・日頃からの気象情報等の確認</li><li>・施設内での情報伝達訓練</li></ul>  	<ul style="list-style-type: none"><li>・避難先までの移動時間の確認</li><li>・大雨時における安全性の確認</li></ul>  

# 避難訓練の種類

## 【設備・装備品・備蓄品・持ち出し品等の確認訓練】

○ 設備・装備品・備蓄品・持ち出し品等の確認訓練は、避難に必要な設備や装備品の点検や備蓄品の在庫確認、避難先への持ち出し品を準備する訓練です。

訓練の種類	設備・装備品・備蓄品・持ち出し品等の確認訓練
訓練イメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の避難に必要なものを確保</li> <li>・避難先にて必要なものを確保</li> <li>・移動しやすい場所にあるかの確認</li> </ul>



### 【参考】屋内安全確保で避難するときの注意点

- 施設内に数日間過ごせる量の食糧や水、薬を備蓄しておきましょう。
- 停電、断水、ガスの供給停止に備え、施設内に数日間過ごすための懐中電灯、非常用電源、携帯用トイレ等を備蓄しておきましょう。



### 【参考】避難支援に必要な設備や機材等

○エレベーターの活用に加え、非常用電源の設置やエレベーターの代替えとなるスロープの設置、階段昇降機の設置、車椅子等を支援者が持ち上げることも想定した階段幅の確保しましょう。

○避難及び避難先における支援に必要な装備品や備蓄品を適切に確保しておきましょう。

※電力を必要としないものや蓄電池により稼働するもの



※車椅子や担架等を支援者が持ち上げることを想定した階段幅



非常用発電機



スロープ



# 訓練終了後

## ◆訓練の振り返り

- ・ 訓練終了後には参加者全員で訓練の振り返りをしてください。
- ・ 振り返りで確認された課題については、その改善方法等を明確化した上で、避難確保計画へ反映することを検討してください。

## ◆訓練結果の報告

- ・ 訓練を実施した際は、訓練実施後 **1か月以内を目安**に市まで訓練結果を必ず報告してください。
- ・ 報告方法は、次のとおりになります。

F A X : **避難確保訓練通知書**を静岡市危機管理総室宛にF A Xをお願いします。  
F A X 番号 251-5783

LoGoフォーム : URL又はQRコードから報告をお願いします。

URL : <https://logoform.jp/form/79j2/20386>



QRコード

# 今後のスケジュール

月	内容
R 4 .12月	<b><u>要配慮者利用施設向け説明会</u></b> 津波災害警戒区域の指定の案の事前公表（GISの公表） 12/20～1/20
R 5 .3月	避難確保計画の提出（任意）
<b><u>R 5 .4月</u></b>	市地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定める <b><u>⇐義務化</u></b>
R 5 .4月以降（随時）	避難確保計画の策定・報告 避難訓練の実施・報告

# 問合せ先

- ◆津波災害警戒区域に関すること  
静岡市 危機管理総室  
TEL：054-221-1012  
FAX：054-254-2100

- ◆説明会の資料・避難確保計画の資料に関すること

静岡市ホームページで

静岡市 避難確保計画

検索

[https://www.city.shizuoka.lg.jp/021\\_000041.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/021_000041.html)